

Q 旅行積立金を給与から天引き可能か。

A 労働基準法第 24 条では、賃金は、その全額を支払わなければならないとされています。そのため、使用者は、賃金締め切り期間内に生じた賃金については、その全部を労働者に支払わなければなりません。

しかし同条では、「法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる」として、全額払いの例外を定めています。

この場合、法令により賃金からの控除が認められているのは、①給与などの所得税などの源泉徴収、②社会保険料などの控除、③労働保険のうちの雇用保険料などとなります。

次に、労使協定によって持除が認められるものの範囲について行政解釈では、「購買代金、社宅、寮その他の福利、厚生施設の費用、社内預金、組合費等、事理明白なものについてのみ、法第 36 条の時間外労働と同様の労使の協定によって賃金から控除することを認める趣旨であること」として います(昭 27.9.20 基発第 675 号)。

さらに、法令によるものや労使協定による控除以外でも次のものについては相殺が可能です。

(イ) 所定賃金支払日前に前払いした額を清算する場合

(ロ) 前月分の過払賃金を翌月分で清算する場合

社内旅行の費用の一部を賃金から差し引くことについては、法令には規定がありませんから、労使協定により控除できるかどうか問題となります。

そこで、旅行費用の積立金が事理明白なもの該当するかどうかですが、社内旅行の費用の一部負担金という性格からして、従業員が負担すべき金額が確定していると考えられますので、「事理明白なもの」に該当するといえます

したがって、社内旅行の費用の一部を差し引くことについて、書面の労使協定を締結すれば、賃金から控除することができることとなります。この場合、控除について、労働者個々の同意を得る必要はありません。また、労使協定では、少なくとも、①控除の対象となる具体的項目、②各項目別に定める控除を行う賃金支払い日を定める必要があるとされています(前掲行政解釈)。